

令和2年9月24日

宗像市議会
議長 花田 鷹人 様

総務常任委員会
委員長 森田 卓也

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第62号議案 宗像市手数料条例の一部を改正する条例について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

法改正により、個人番号の通知カードが廃止されたことに伴い、通知カード再交付手数料に関する規定を削る。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第63号議案 字の区域の変更について

都市計画法に基づく開発行為の許可を受けた造成事業の施行及び同法に基づく許可を受けた造成事業により開発された区域に隣接する一部の区域の住所の明確化に伴い、字の区域を変更する。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 開発行為により造成された区域及びその隣接地について、関係する自治会の要望及び現地調査に基づいて、字の区域を変更する。
- 2 変更内容は、稲元七丁目の一部及び稲元の一部を城西ヶ丘三丁目に編入し、また、稲元の一部を城西ヶ丘四丁目に編入する。
- 3 城西ヶ丘は、住居表示地区ではなく、字の変更後の地番については法務局が決定する。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 64 号議案 財産の取得について

宗像市立学校で使用するタブレット端末を購入するため、物品売買契約を締結するに当たり、宗像市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 取得する財産の種類等
宗像市立学校で使用するタブレット端末 8,646 台
- 2 取得価格
339,623,526 円（うち消費税及び地方消費税の額 30,874,866 円）
- 3 契約の相手方
福岡市博多区古門戸町 5 番 15 号
株式会社レイメイ藤井福岡営業部
常務取締役営業統括部長 中尾 ^{なかお} ^{まさひこ} 政彦
- 4 履行期間
契約効力の発生日の翌日から令和 3 年 3 月 26 日まで
- 5 契約の概要
指名競争入札（指名業者 12 者、うち入札参加者 6 者）
- 6 その他
購入するタブレットの機能は、国の基準に準じて仕様を定めており、提案された製品は、仕様内容を備えたものである。具体的には、重さ 1.2 kg、画面サイズ 11.6 インチ、タッチパネルを搭載し、キーボードは 360 度回転する一体型で、持ち運びが可能である。

【意見】

（賛成意見）

- ・タブレット端末の購入については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一気に整備が進んでおり、管理体制や運用方法については、今後十分な検討を行ってほしい。
- ・IT 学習教材の活用は、時代の流れとともに必要なものであり、メリットがあることは認識しているが、デメリットもあることを認識し、ソフトの導入や破損時の負担等については、十分な検討、配慮を行ってほしい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 65 号議案 宗像市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

特定地域型保育事業者に義務付けている特定教育・保育施設等との連携に関する規定について、特定地域型保育の提供が終了する児童に対し市が入所調整を行うに当たり、優先的に取り扱う等の必要な措置を講じる場合は、連携施設の確保を不要とする除外規定を新たに追加する。なお、本市には特定地域型保育事業の提供を行う施設はなく、現状においては、本改正による保育環境への影響はない。

【意見】

(反対意見)

- ・特定地域型保育事業は、本市には存在していないが、全国的には、この規制緩和によって不足する保育の受け皿を確保しようとしており、このことは保育の質や子どもの発達を保障する保育の充実等の面で問題があると考ええる。本市がこれまで認可保育所による安全・安心な保育の提供や独自の支援制度による保育士の確保等の努力を重ねてきたことは、高く評価している。待機児童の解消は認可保育所の整備によって解決すべきであり、質の良い保育の提供を本市の誇りとしてアピールして欲しい。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決した。

第 66 号議案 宗像市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関し、職員の配置に係る特例として、保健師、看護師に加え准看護師を新たに規定するなど、認可基準の緩和により新たな事業者の参入を促す改正を行うとともに、居宅訪問型保育事業における母子家庭等への対応について、保護者の疾病等による保育の提供を新たに規定し、保育の利用基準の拡充を図る改正を行う。

【意見】

(反対意見)

- ・ビルの一室でも家庭的な保育ができるという規制緩和だと思うが、子どもの発達を保障する保育条件には適さないと指摘する。規制緩和による保育の質の低下は許されるべきではなく、本市では、認可保育所による保育の提供を継続してほしい。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決した。

請願第1号 「核兵器禁止条約への参加を求める」意見書を採択し政府及び国会に送付することを求める請願

【請願者】

宗像市陵巖寺二丁目16番14号
むなかた九条の会事務局次長 長田 正幸 氏
宗像市三郎丸四丁目1番15号
むなかた九条の会代表 板坂 耀子 氏
宗像市平井一丁目17番5号
新日本婦人の会宗像支部長 辻 伸子 氏
宗像市自由ヶ丘七丁目28番地7
福岡県退職者教職員協議会宗像支部長 下条 克弘 氏
宗像市日の里八丁目14番地21
原発なくそう！九州玄海訴訟地域原告団しこふむ会代表 岡本 良治 氏
宗像市自由ヶ丘九丁目7番地1
全日本年金者組合宗像支部長 須田 鋭一 氏

【請願の趣旨】

2017年7月に国連で採択された核兵器禁止条約に参加し、核廃絶に向け積極的役割を果たすよう、政府・国会に要請する意見書の採択について請願するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 請願者の意見陳述では、広島、長崎での原爆投下から今年で75年の節目を迎え、核兵器の廃絶を課題の一つとして活動する市内5団体が共同し請願に至った経緯が語られた。
- 2 核兵器禁止条約は、50カ国が批准することで発効される仕組みとなっており、2020年9月時点で44カ国が批准している。一方、核保有国はこの条約に参加しておらず、世界で唯一の戦争被爆国である日本もまた、核の傘の下、この条約には不参加の立場をとっている。
- 3 紹介議員からは、福岡県内において核兵器禁止条約への参加を求める意見書を採択した自治体議会は、昨年の9月25日時点で9自治体であり、また、県内76.7%の自治体の首長がヒバクシャ国際署名に署名しており、近隣の中部十一市では、福津市、糸島市、古賀市、春日市、太宰府市、朝倉市、小郡市の首長がすでに署名しているとの報告があった。また、今年、長崎の平和祈念式典において、1日も早い核兵器禁止条約の署名・批准の実現を訴えた長崎市長の言葉が紹介された。

【意見】

(賛成意見)

- ・本市では、小学校の修学旅行は広島、長崎を中心に回るコースが選ばれており、これは2度の被爆経験を持つ国として、子どもたちに平和の尊さを感じてもらい、平和を実践できる大人になってほしいという願いからだと思っている。日本は核抑止論を支持する立場から核兵器禁止条約への参加を見合わせている現状ではあるが、究極的には核兵器は廃絶するべきであり、子どもたちにもその姿勢を示すべきであると考え。
- ・放射線による苦しみを、75年経った今日も多くの被爆者が抱えており、二度とこのようなことを許してはならない。軍事力に頼った安全保障がいかにもろいものであるかは、世界中で子どもや高齢者を巻き込む戦争が途絶えることなく続いている現状により既に証明されている。

今、多くの国々が国家中心の安全保障から人間中心の安全保障への転換に踏み切っており、唯一の被爆国である日本がこの条約に参加すれば、世界の流れが大きく強いものになると考える。
(反対意見)

・ 請願者の平和を願う気持ちは理解できるが、核兵器を保有することで戦争が抑止されているという考えもある。日本は同盟国アメリカとの信頼関係により成り立っている現状であり、核兵器禁止条約には一貫して反対している。核兵器禁止条約に対する政府の考えを支持しており、今は地方議会から声を上げる時期ではないと考える。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で採択とした。